

奈良市公報

号外第11号 令和4年12月条例等

令和5年10月19日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
12 23	49	奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例	総務課
12 23	50	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
12 23	51	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	子ども育成課、福祉医療課
12 23	52	奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	共生社会推進課
12 23	53	奈良市消防団条例の一部を改正する条例	消防局総務課
12 23	54	奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を改正する条例	一条高等学校事務室
12 23	55	奈良市公民館条例の一部を改正する条例	地域教育課
12 23	56	奈良市議会の個人情報の保護に関する条例	議会総務課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12 9	58	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事課
12 23	59	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
12 23	60	奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則の一部を改正する規則	母子保健課
12 23	61	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 9	630	奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	介護福祉課
12 9	631	奈良市介護保険居宅介護支援助成金交付要綱等を廃止する告示	介護福祉課
12 19	648	奈良市不育症治療費等助成事業実施要綱	母子保健課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
12 2	24	奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正	企業総務課

			する規程	
12	12	25	奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
12	21	26	奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	経営企画課

条

例

奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 49 号

奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。第 6 条第 2 項において「令」という。）において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第 3 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第 4 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内に行わなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 5 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第 6 条 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 法第 87 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第 7 条 訂正請求書には、法第 91 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第 8 条 利用停止請求書には、法第 99 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(個人情報保護審議会)

第 9 条 次に掲げる事務を行うために、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定による機関として、法第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 次に掲げる事項について実施機関の諮問に応じ調査審議すること。

ア この条例の改正又は廃止に関すること。

イ 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準に関すること。

ウ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

（審議会の調査権限）

第10条 審議会は、審査請求に係る事件に関し調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等（開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下この項及び第3項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 処分庁等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、審査請求に係る事件に関し調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等に対し、保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は処分庁等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその把握している事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第11条 審議会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第12条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付）

第13条 審議会は、第10条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料（以下「提出資料等」という。）の提出があったときは、当該提出資料等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該提出資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る提出資料等を提出した審査請求人等の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第14条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第15条 審議会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（運用状況の公表）

第16条 市長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

（罰則）

第 18 条 第 9 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(奈良市個人情報保護条例及び奈良市特定個人情報保護条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 奈良市個人情報保護条例 (平成 21 年奈良市条例第 51 号)
 - (2) 奈良市特定個人情報保護条例 (平成 27 年奈良市条例第 30 号)
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項第 1 号の規定による廃止前の奈良市個人情報保護条例 (以下「旧個人情報保護条例」という。) 第 11 条に規定する事務若しくは業務に関して知り得た又は旧個人情報保護条例第 12 条に規定する職務上知り得た旧個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報 (以下「旧個人情報」という。) の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関 (以下「旧実施機関」という。) の職員である者又はこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧個人情報保護条例第 14 条、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 34 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報 (附則第 6 項において「旧保有個人情報」という。) の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第 2 条第 5 号に規定する個人情報ファイル (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第 3 項第 2 号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 7 旧個人情報保護条例の廃止前に行った旧個人情報保護条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第 43 条第 1 項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会 (以下「旧審議会」という。) の委員である者は、施行日に第 9 条第 3 項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第 43 条第 5 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前に旧個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定により、旧審議会に諮問された事項は、第 9 条第 1 項の規定により設置された審議会に諮問されたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、旧個人情報保護条例第 44 条から第 49 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 11 附則第 9 項に規定する者が、施行日前に旧個人情報保護条例第 43 条第 5 項の規定による職務上知り得た秘密を、この条例の施行後に漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 12 次に掲げる者に係る附則第 2 項第 2 号の規定による廃止前の奈良市特定個人情報保護条例 (以下「旧特定個人情報保護条例」という。) 第 12 条 (旧特定個人情報保護条例第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する事務若しくは業務に関して知り得た又は旧特定個人情報保護条例第 14 条に規定する職務上知り得た旧特定個人情報保護条例第 2 条第 3 号に規定する特定個人情報 (以下「旧特定個人情報」という。) の内容を正当な理由なく

他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧特定個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下この号及び次号において「旧特定個人情報保護条例実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧特定個人情報保護条例実施機関の職員であった者のうち、旧特定個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧特定個人情報保護条例実施機関から委託を受けた旧特定個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は施行日前において旧特定個人情報保護条例実施機関から委託を受けた旧特定個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

13 施行日前に旧特定個人情報保護条例第 16 条、第 28 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧特定個人情報保護条例第 42 条第 1 項の規定により、旧審議会に諮問された事項は、第 9 条第 1 項の規定により設置された審議会に諮問されたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、旧特定個人情報保護条例第 44 条において準用する旧個人情報保護条例第 44 条から第 49 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

15 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「奈良市個人情報保護条例（平成 21 年奈良市条例第 51 号）第 11 条並びに奈良市特定個人情報保護条例（平成 27 年奈良市条例第 30 号）第 12 条及び第 13 条」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条」に改める。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 50 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 76 の 20 項の次に次のように加える。

76 の 21	建築計画概要書等の写し交付手数料	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 401 号）第 11 条の 3 第 1 項各号に掲げる書類及び道路位置指定概要書の写しの交付	1 件につき 300 円
---------	------------------	---	-----------------

別表備考第 11 項及び第 12 項中「(当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 76 の 20 項の次に次のように加える改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 51 号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

(定義)

第1条の2 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条の2第2項中「乳幼児」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

(奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「6歳」を「15歳」に改める。

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「6歳」を「15歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の改正規定 令和5年4月1日(以下「第1号施行日」という。)

(2) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定 令和5年6月1日(以下「第2号施行日」という。)

(実施のための準備)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の規定により新たに同条の規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、第1号施行日前においても行うことができる。

3 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定により新たにこれらの規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、第2号施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の規定は、第1号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第1号施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

5 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定は、第2号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第2号施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(令和4年12月23日揭示済)

奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第52号

奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

奈良市男女共同参画センター条例(平成14年奈良市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「奈良市西之阪町12番地」を「奈良市杉ヶ町23番地」に改める。

第3条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。
(開館時間)
- 第 3 条の 3 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。
(休館日)
- 第 3 条の 4 センターの休館日は、次のとおりとする。
- (1) 月曜日
 - (2) 国民の祝日（月曜日に当たるときは、その翌日）
 - (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。）
 - (4) 12 月 27 日から翌年 1 月 5 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。
- 第 4 条第 1 項及び第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第 2 号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）をき損」を「施設等を毀損」に改める。
- 第 5 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。
- 第 10 条第 1 項中「利用」を「使用」に、「き損」を「毀損」に改める。
- 第 12 条中「利用」を「使用」に改め、同条第 1 号中「き損」を「毀損」に改める。
- 第 13 条中「市長」を「指定管理者」に改める。
- 別表を次のように改める。

別表（第 4 条・第 6 条関係）

会議室使用料

区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9 : 00 ～ 12 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	18 : 00 ～ 21 : 00	9 : 00 ～ 17 : 00	13 : 00 ～ 21 : 00	9 : 00 ～ 21 : 00
会議室	独占 使用	円 900	円 1,200	円 900	円 2,100	円 2,100	円 3,000
	部分 使用	450	600	450	1,050	1,050	1,500

備考

- 1 「部分使用」とは、床面積の 2 分の 1 以下を使用する場合をいう。
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につき、独占使用については 300 円、部分使用については 150 円とする。
- 3 指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、使用時間の区分を分割して使用することができる。この場合における使用料は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につき、独占使用については 300 円、部分使用については 150 円とする。
- 4 使用者の過半数が次に掲げる者以外の者である場合の使用料は、規定の使用料の額の 2 倍に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市内に存する学校に在学する者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に市長が行った奈良市男女共同参画センターの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った奈良市男女共同参画センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 53 号

奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例 (平成 12 年奈良市条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1,030 人」を「1,230 人」に改める。

第 10 条中「水火災その他の災害」を「災害 (水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。)」に改める。

第 12 条第 1 号中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 5 団員が災害、訓練等に出動したときは、別表第 2 に定める額を出動報酬として支給する。

第 14 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 15 条第 1 項中「及び費用弁償」を削り、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 費用弁償は、その旅行の都度支給する。

別表第 2 中「第 14 条関係」を「第 13 条関係」に、「出動時費用弁償額」を「出動報酬額」に、「1 回当たりの費用弁償額」を「1 日当たりの出動報酬額」に改め、同表水火災の項中「水火災」を「災害」に、「4,000」を「8,000」に改め、同項の次に次のように加える。

人命捜索	8,000
------	-------

別表第 2 警戒の項中「3,000」を「6,000」に改め、同表訓練の項中「2,500」を「5,000」に改め、同表機械器具点検の項及びその他の項中「2,000」を「4,000」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 1 日の出動時間が 4 時間未満のときの出動報酬額は、1 日当たりの出動報酬額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市消防団条例第 13 条及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に生じた災害等に係る出動について適用し、施行日前に生じた災害等に係る出動については、なお従前の例による。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 54 号

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例 (昭和 61 年奈良市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「各期」を「入学科及び各期」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 55 号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和 39 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表生涯学習センターの部ビデオ編集室の項を次のように改める。

会議室	1, 140	1, 520	1, 140
-----	--------	--------	--------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 56 号

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 個人情報等の取扱い（第 4 条—第 16 条）
- 第 3 章 個人情報ファイル（第 17 条）
- 第 4 章 開示、訂正及び利用停止
 - 第 1 節 開示（第 18 条—第 30 条）
 - 第 2 節 訂正（第 31 条—第 37 条）
 - 第 3 節 利用停止（第 38 条—第 43 条）
 - 第 4 節 審査請求（第 44 条—第 46 条）
- 第 5 章 雑則（第 47 条—第 52 条）
- 第 6 章 罰則（第 53 条—第 57 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、奈良市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 12 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第 12 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 12 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 38 条第 1 項第 2 号	第 12 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 19 条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 13 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 3 章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 2 号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第 31 条第 1 項ただし書又は第 38 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第 4 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示

(開示請求権)

- 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第 48 条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

- 第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第 20 条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければ

ならない。

- (1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第 24 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を

識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にななければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間

に少なくとも2週間は置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料等）

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 第28条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において議長が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）

を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求に関する審議会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号。第3項において「施行条例」という。）第9条第1項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審議会は、施行条例に規定する所掌事務のほか、第1項の規定による議長の諮問に応じ、施行条例に定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、議長に答申する。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ確実に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（制度の運用に関する審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

2 審議会は、前項の諮問に応じ、調査審議するものとする。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に議会に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第 4 条第 1 項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、同日において第 12 条第 2 項第 1 号（同条第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の同意があったものとみなす。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

規 則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 58 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 41 年奈良市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条を次のように改める。

第 36 条 次項に規定する職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 第 3 号に掲げる職員の割合に 100 分の 125 を乗じて得た割合
- (2) 勤務成績が優秀な職員 次号に掲げる職員の割合に 100 分の 110 を乗じて得た割合
- (3) 勤務成績が良好な職員 条例第 25 条第 2 項第 1 号に規定する割合
- (4) 勤務成績が良好でない職員 前号に掲げる職員の割合に 100 分の 90 を乗じて得た割合
- (5) 勤務成績が特に良好でない職員 第 3 号に掲げる職員の割合に 100 分の 75 を乗じて得た割合

2 法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 次号に掲げる職員の割合に 100 分の 105 を乗じて得た割合
- (2) 勤務成績が良好な職員 条例第 25 条第 2 項第 2 号に規定する割合
- (3) 勤務成績が良好でない職員 前号に掲げる職員の割合に 100 分の 95 を乗じて得た割合
- (4) 勤務成績が特に良好でない職員 第 2 号に掲げる職員の割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則第 36 条の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(委任)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和 4 年 12 月 9 日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 59 号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 4 年 12 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第 60 号

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（平成 28 年奈良市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 5 条第 2 項中「対象経費の 2 分の 1（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 夫婦」を「助成の対象となる費用の額とし、一の夫婦」に改め、「は 5 万円」を「を 10 万円」に、「は 25 万円」を「を 50 万円」に改める。

第 6 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項中「及び第 5 号」を削る。

別記第 1 号様式中「市民税課税状況等について、奈良市が公簿等により」を「助成要件確認のため奈良市が保有する住民基本台帳の公簿等により」に、

(①-②) / 2 (上限 5 万円)

 を

「

①-② (上限 10 万円)

」に、

⑤交付決定額	円	受給者番号					
--------	---	-------	--	--	--	--	--

(注) 太枠の中をご記入ください。

(※1) 夫婦の住所を記入してください。

(※2) 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場所に記入してください。

(添付書類)

- ① 奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書（別記第 2 号様式）
- ② 医療機関等発行の領収書の写し
- ③ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（続柄記載の住民票の写し）
- ④ 夫及び妻の所得額を証明する書類（課税証明書等）

を

※初回申請に限り、申請に係る治療の開始日における夫婦の婚姻関係が分かるもの（戸籍謄本）が必要になります。」

⑤交付決定額	円	受給者番号					
--------	---	-------	--	--	--	--	--

助成する期間は、助成を開始した診療日の属する月から継続する 5 年間で、助成累計額は、5 年間で上限 50 万円です。

(注) 太枠の中をご記入ください。

※1 夫婦の住所を記入してください。 ※2 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合に記入してください。

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（以下「新規則」という。）第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に受けた一般不妊治療等に係る助成金について適用し、同日前に受けた一般不妊治療等に係る助成金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則（以下「旧規則」という。）別記第 1 号様式の規定による申請書は、新規則別記第 1 号様式の規定による申請書とみなす。

4 この規則の施行の際、旧規則第 1 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年12月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第61号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項を次のように改める。

市長は、法の規定により納税者又は特別徴収義務者等が市長に対して行う申告、申請、請求その他書類の提出（以下「申告等」という。）のうち市長が必要と認めるものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により行わせることができる。

第3条の2第2項中「行う」を「行わせる」に改める。

別記第40号様式（その1）を次のように改める。

(その 1)

(表)

年度 (年分) 市民税・県民税申告書

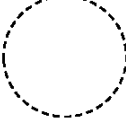
(宛先) 奈良市長

住所・氏名等 年 月 日 提出

住所、職業・勤務先、生年月日、電話などの入力欄

処理欄

(受付印)



3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main form for tax deductions including social insurance, life insurance, disaster relief, and medical expenses.

Summary table for income and deductions, categorized into 1. Income, 2. Deductions, and 4. Amounts deductible from income.

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

Additional information and processing area at the bottom of the form.

(裏)

5 日給等の内訳 (請求書等の証明のない方は記入してください。)

月	日給	勤務日数	月収等
1	円	日	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			円
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

6 市民税・県民税の納税方法

給与所得及び公的年金等に係る所得以外 (年 4 月 1 日において 6 5 歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

給与から天引き (特別徴収)

自分で納付 (普通徴収)

7 事業(営業等・農漁)・不動産所得に関する事項 (収支内訳書を添付してください。)

種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円

国外株式等による外国所得控除

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税	短期	収入金額	必要経費	控除金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (控除金額-特別控除額)	
			円	円	円	円	円
	長期					円	
	一時					円	
合計							円
合計ケ+【(コ+サ)×1/2】							

11 寄附金税額控除に関する事項

寄附金額	寄附先	奈良県民税指定分	奈良市市民税指定分
円		円	円

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特別配当等に係る所得金額、株式等譲渡所得金額を控除するに当たって、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

13 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除額)	所得割	個人番号
		年 月 日	円	月	
		年 月 日	円	月	

14 事業税に関する事項

非課税所得など	課税所得	円
		円
		円
		円
前年中の開始・廃業	開始・廃止	月 日
特種車両等の課税対象		(有・無)

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	年 月 日
個人番号	特別控除に該当する理由	控除額	別添の場合の住所

16 所得がなかった方の記入欄

前年中に所得がなかった方又は扶養されていた方等は、記入してください。

(1) 前年中に所得がなかった方(生活状況について、該当するものを○で囲んでください。)

ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 傷病手当 エ 雇用(失業)保険 オ 児童扶養手当 カ 育児休業給付金 キ 生活保護 ク 貯蓄 ケ 親族等の援助

(2) 扶養されていた方
あなたを扶養していた人 氏名 _____ 続柄 _____ 同居 別居(住所: _____)
※ 年12月31日現在で記入してください。

(3) 国外に住んでいた方
国名 _____ 居住期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月 日本での収入の有無 有り 無し
※有りの場合は、5~10の該当する項目に記入してください。

(4) 上記(1)~(3)に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうされていたか記入してください。(パートやアルバイト収入は「5 日給等の内訳」欄に記入してください。)

別記第40号様式(その2)中

所得金額(A-B)
(ただし赤字の場合は0)

を

所得金額=A- {給与所得控除額+(B-給与所得控除額の1/2)} (ただし赤字の場合は0)

に、

普通
障害

を

退職の区分

に、「 普通」を「 一般」

に改める。

別記第69号様式(3枚目)及び(4枚目)を次のように改める。
(3枚目)

固定資産税・都市計画税 領収済通知書(奈良市)		公	通常払込科 加入者負担	金額 円
口 納付番号 年 月 日				
加入者 氏名	奈良市会計管理者	事業期 取扱期間	備考	
通知書 番号	期別	年度 全期分		
納付税額 円				
納税者 氏名 (住所等非表示払込書)				領収日付印
(収入印紙貼付)				

通常払込科 加入者負担	固定資産税・都市計画税 領収済通知書(奈良市)	公
口 納付番号		
加入者名 奈良市会計管理者		
金額 円		
納税者名(住所等非表示払込書)		
年度 全期分		
通知書番号		
全期分 納付税額 円		
領収日付印		
料 金	円	領収日付印
備 考		領収日付印
(収入印紙貼付)		

(注) 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第 40 号様式 (その 1) 及び (その 2)、第 69 号様式 (3 枚目) 及び (4 枚目) 並びに第 75 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 4 年 12 月 23 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 630 号

奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 12 月 9 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱 (令和 4 年奈良市告示第 258 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「実施要綱第 2 項第 2 号の対象事業」を「交付要綱第 5 項第 1 号の表及び同項第 2 号の表に掲げる事業」に改め、同項第 4 号中「非常用自家発電設備を整備する事業」を「非常用自家発電設備整備事業」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 高齢者施設等の水害対策強化事業 (以下「水害対策強化事業」という。)

第 5 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 水害対策強化事業

- ア 特別養護老人ホーム
- イ 軽費老人ホーム
- ウ 介護老人保健施設
- エ 介護医療院
- オ 養護老人ホーム

第 9 条第 1 項第 5 号中「防災改修等事業」の次に「及び水害対策強化事業」を加える。

別記第 1 号様式 (その 5) 中「1/2」を「2 分の 1」に、「1/4」を「4 分の 1」に改め、同様式を別記第 1 号様式 (その 6) とし、別記第 1 号様式 (その 4) の次に次のように加える。

(その 5)

申請額算出内訳書
(水害対策強化事業)

総事業費 (円)	補助対象経費の支出 金額 (円)	寄附金その他の収入 額 (円)	差引額 (A-C) (円)	補助金の額 (国負 担) (円)	補助金の額 (市負 担) (円)
A	B	C	D	E	F

- (注) 1 A 欄には、水害対策強化事業費の額を記入すること。
 2 E 欄には、B 欄及び D 欄の額を比較していずれか低い額に 2 分の 1 を乗じた額を記入すること。
 3 F 欄には、B 欄及び D 欄の額を比較していずれか低い額に 4 分の 1 を乗じた額を記入すること。
 4 E 欄と F 欄の合計額は、内示による補助金額を限度とする。

別記第 2 号様式 (その 5) を同様式 (その 6) とし、同様式 (その 4) の次に次のように加える。

(その5)

事業計画書
(水害対策強化事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

- ア 名称：
- イ 運営法人：
- ウ 所在地：
- エ 定員数：定員 人 (ユニット数：)

(2) 事業の目的及び効果

- ア 目的：
- イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地の所有関係 (自己所有 ・ 借地) ※いずれかを○で囲んでください。
- イ 建物の所有関係 (自己所有 ・ 借家) ※いずれかを○で囲んでください。
- ウ 建物の面積 延べ床面積 m²

(2) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 補助事業者等負担金 円
- (内訳) 寄附金 円
- 借入金 円
- ウ 合計 円

(3) 施工期間

- ア 契約予定年月日 年 月 日
- イ 着工予定年月日 年 月 日
- ウ 竣工予定年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

- ア 入札結果報告書
- イ 配置図、平面図 (部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したもの)、求積図、面積按分表 (複合施設の場合)
- ウ 設計図書等
- エ 工事費等内訳書
- オ 工事工程表 (様式自由)
- カ その他市長が必要と認める書類

別記第5号様式(その5)中「1/2」を「2分の1」に、「1/4」を「4分の1」に改め、同様式を別記第5号様式(その6)とし、別記第5号様式(その4)の次に次のように加える。

(その5)

精算額算出内訳書
(水害対策強化事業)

総事業費 (円) A	補助対象経費の支出額 (円) B	寄附金その他の収入額 (円) C	差引額 (A-C) (円) D	補助金の額 (国負担) (円) E	補助金の額 (市負担) (円) F

- (注) 1 A欄には、水害対策強化事業費の額を記入すること。
 2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に2分の1を乗じた額を記入すること。
 3 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に4分の1を乗じた額を記入すること。
 4 E欄とF欄の合計額は、内示による補助金額を限度とする。

別記第6号様式(その5)を同様式(その6)とし、同様式(その4)の次に次のように加える。

(その 5)

事業実績報告書
(水害対策強化事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

- ア 名称：
- イ 運営法人：
- ウ 所在地：
- エ 定員数：定員 人 (ユニット数：)

(2) 事業の目的及び効果

- ア 目的：
- イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地の所有関係 (自己所有 ・ 借地) ※いずれかを○で囲んでください。
- イ 建物の所有関係 (自己所有 ・ 借家) ※いずれかを○で囲んでください。
- ウ 建物の面積 延べ床面積 m²

(2) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 補助事業者等負担金 円
- (内訳) 寄附金 円
- 借入金 円
- ウ 合計 円

(3) 施工期間

- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

- ア 工事請負契約書 (原本写)
- イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (領収書等の写し)
- ウ 建物内外主要部分写真 (工事着工前及び着工後)
- エ その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和 4 年 12 月 9 日から施行し、この告示による改正後の奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

(令和 4 年 12 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 631 号

奈良市介護保険居宅介護支援助成金交付要綱等を廃止する告示を次のように定める。

令和 4 年 12 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護保険居宅介護支援助成金交付要綱等を廃止する告示
次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 奈良市介護保険居宅介護支援助成金交付要綱 (平成 13 年奈良市告示第 24 号)
- (2) 奈良市介護相談員派遣事業実施要綱 (平成 13 年奈良市告示第 499 号)

(3) 奈良市介護老人保健施設等施設整備事業及び設備整備事業補助金交付要綱（平成 15 年奈良市告示第 145 号）

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 12 月 9 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 1 号の規定による廃止前の奈良市介護保険居宅介護支援助成金交付要綱（以下この項において「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき交付された助成金については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。
- 3 第 3 号の規定による廃止前の奈良市介護老人保健施設等施設整備事業及び設備整備事業補助金交付要綱（以下この項において「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき交付された補助金については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

(令和 4 年 12 月 9 日掲示済)

奈良市告示第 648 号

奈良市不育症治療費等助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 12 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市不育症治療費等助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、不育症治療等を受ける夫婦に対し、奈良市不育症治療費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、不育症の早期受診及び早期治療を促進するとともに、当該夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不育症 妊娠はするものの、流産又は死産を 2 回以上経験することをいう。
- (2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
 - イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
 - ウ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
 - カ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (3) 不育症治療等 不育症の検査（診断のための検査及び治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。ただし、奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱（令和 3 年奈良市告示第 465 号）に基づく不育症検査費用助成金の交付の対象となる検査を除く。）及び治療をいう。
- (4) 自己負担額 次に掲げるものをいう。
 - ア 不育症治療等について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって被保険者又は被扶養者が負担した額から、当該法令に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担金に相当する額並びに法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合のその額に相当する額を控除した額
 - イ 不育症治療等について医療保険各法の規定の適用を受けない場合において、医療の提供を受けた者が負担すべき額。ただし、文書料、個室料等治療に直接関係のない費用を除く。

(対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 不育症治療等を受けた夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）であって、夫婦のいずれか一方又は両方が市内に住所を有していること。
- (2) 夫及び妻が医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。
- (3) 申請に係る不育症治療等について、他の自治体が実施する不育症治療等に係る助成を受けていないこと。

(助成対象)

第4条 助成の対象となる費用は、対象者が市内に住所を有する期間において医療機関で受けた不育症治療等に要した自己負担額及び不育症治療等に関し当該医療機関において交付された処方せんにより調剤を受けた薬局等に支払った費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する不育症治療等に要した費用の額とし、一の夫婦について1年度当たりの助成金の額の上限は30万円とする。

(助成の申請及び決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市不育症治療費等助成金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 奈良市不育症治療費等助成金交付医療機関等証明書(別記第2号様式)
- (2) 不育症治療等に係る医療機関等発行の領収書の写し
- (3) 夫婦であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号から第4号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 申請者は、第1項の申請の際、第3条第2号に該当することを証するため被保険者証を提示しなければならない。

4 第1項の申請は、不育症治療等を受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年12月19日から施行し、同年4月1日以降に受けた不育症治療等に対する助成金の交付について適用する。

別記

第1号様式 (第6条関係)

奈良市不育症治療費等助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市不育症治療費等助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、助成の可否を決定するに当たり、高額療養費、付加給付等の支給について、奈良市が健康保険組合等の保険者へ確認すること、及び助成要件確認のため、奈良市が公簿等により確認することに同意します。

		申請日	年 月 日		
		ふりがな	生 年 月 日		
		氏 名			
申請者	夫		年 月 日生 (歳)		
	妻		年 月 日生 (歳)		
	住所 (※1)	〒	電話 ()		
	住所 (※2)	〒	電話 ()		
①自己負担額		円	第2号様式に記載の金額		
②医療保険の給付等		円	高額療養費、付加給付等		
③申請額		円	①-② (上限30万円)		
加入医療保険 (夫)		【種別】国保・健保・船員・共済・その他 () 【区分】本人・被扶養者 【記号番号】 () 【保険者番号】 () 【保険者名称】 ()			
加入医療保険 (妻)		【種別】国保・健保・船員・共済・その他 () 【区分】本人・被扶養者 【記号番号】 () 【保険者番号】 () 【保険者名称】 ()			
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	(ふりがな) 口座名義人		口座 番号		

申請受理年月日	年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日
受給者番号			

(注) 太枠の中をご記入ください。

※1 夫婦の住所を記入してください。 ※2 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合に記入してください。

第2号様式 (第6条関係)

奈良市不育症治療費等助成金交付医療機関等証明書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

医療機関等
住所
名称
代表者氏名
電話番号

以下のとおり不育症治療等を実施したことを証明します。

(ふりがな) 受診者氏名	夫	生年月日	年 月 日	
	妻	生年月日	年 月 日	
当医療機関における不育症治療開始年月日		年 月 日		
() 年度における治療期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
検査・治療 の内容	検査		治療	
	<input type="checkbox"/> 超音波検査 <input type="checkbox"/> ホルモン検査 <input type="checkbox"/> 自己抗体に関する検査 <input type="checkbox"/> 凝固因子検査 <input type="checkbox"/> 夫婦染色体検査 <input type="checkbox"/> 流産検体の染色体検査 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 手術療法 <input type="checkbox"/> ホルモン異常に対する治療 <input type="checkbox"/> 低用量アスピリン療法 <input type="checkbox"/> ヘパリン療法 (ヘパリン在宅自己注射含む) <input type="checkbox"/> その他 ()	
院外処方の有無		<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
自己負担 額の内訳	区 分	医療機関分		薬局分
		保険診療分		自己負担額
	診療点数	自己負担額	自己負担額	
	年4月分	点	円	円
	年5月分	点	円	円
	年6月分	点	円	円
	年7月分	点	円	円
	年8月分	点	円	円
	年9月分	点	円	円
	年10月分	点	円	円
	年11月分	点	円	円
	年12月分	点	円	円
	年1月分	点	円	円
	年2月分	点	円	円
年3月分	点	円	円	
計		円	円	
自己負担額 円				

- 1 不育症治療等(検査を含む。)に係る費用についてのみご記入ください。
- 2 食事療養費標準負担額、個室料等の治療に直接関係ない費用は、含まないでください。
- 3 「院外処方の有無」が「有り」の場合、「自己負担額の内訳」欄の「薬局分」へも記入してください。

(令和 4 年 12 月 19 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第 24 号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 12 月 2 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和 42 年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	

24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		

再任用職員以外の職員	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
94		294,900	342,600								
95		295,200	343,100								
96		295,600	343,500								
97		295,800	343,700								
98		296,100	344,100								
99		296,500	344,500								
100		296,900	344,800								

	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(令和4年12月2日揭示済)

奈良市企業局管理規程第25号

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月12日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程（令和2年奈良市企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100
21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400
23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400
26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600
29	191,700	243,100	276,200
30	193,400	244,100	277,900
31	195,200	245,100	279,700
32	196,900	246,100	281,200

33	198,500	247,200	282,400
34	199,900	248,100	284,100
35	201,400	249,000	285,700
36	202,900	250,000	287,400
37	204,200	250,900	289,000
38	205,500	252,200	290,700
39	206,700	253,400	292,500
40	208,000	254,700	294,300
41	209,300	256,000	295,800
42	210,600	257,400	297,500
43	211,900	258,600	299,000
44	213,200	259,800	300,600
45	214,300	260,900	302,200
46	215,600	262,100	303,900
47	216,900	263,400	305,500
48	218,200	264,500	307,200
49	219,200	265,600	308,100
50	220,300	266,600	309,600
51	221,300	267,800	311,100
52	222,300	268,900	312,700
53	223,300	269,900	314,300
54	224,200	270,900	315,900
55	225,100	272,000	317,500
56	226,000	273,100	319,000
57	226,300	274,000	320,500
58	227,100	275,000	321,700
59	227,800	275,900	322,900
60	228,500	277,000	324,100
61	229,200	278,100	324,800
62	230,000	279,100	325,700
63	230,700	280,000	326,500
64	231,300	281,000	327,300
65	231,900	281,500	328,200
66	232,500	282,400	328,600
67	233,100	283,100	329,300
68	233,800	284,000	330,100
69	234,500	285,000	330,900
70	235,100	285,800	331,600
71	235,600	286,600	332,300
72	236,300	287,400	333,000
73	237,000	288,200	333,500
74	237,600	288,700	334,100
75	238,200	289,100	334,600
76	238,700	289,600	335,200
77	239,300	289,800	335,500
78	240,000	290,100	336,000
79	240,700	290,300	336,400
80	241,200	290,700	336,900

81	241,700	290,900	337,300
82	242,300	291,100	337,800
83	242,900	291,500	338,300
84	243,400	291,800	338,800
85	243,900	292,100	339,100
86	244,500	292,400	339,500
87	245,100	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年12月12日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 26 号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 12 月 21 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和 60 年奈良市水道局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 12 月分及び令和 5 年 1 月分の基本料金の特例）

- 3 第 28 条の 2 の規定にかかわらず、管理者は、条例第 34 条の規定により、令和 4 年 12 月分及び令和 5 年 1 月分（条例第 30 条第 1 項ただし書の規定によりメーターの点検が毎月行われた場合にあつては、令和 5 年 1 月分及び同年 2 月分）の基本料金を減免することができる。この場合において、減免の額及び対象となる使用者については、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 12 月 21 日揭示済）